

第2編 災害予防対策

第3章 地域防災力の向上

第1節 防災意識の高揚

防災諸活動の成果をあげるため、市民に対し防災知識の普及啓発に努めるとともに、防災教育を実施し、防災意識の高揚を図る。これらの実施にあたっては、災害時要援護者に配慮し、地域において支援するとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点を踏まえた体制が整備されるよう努める。

《担当部・機関》

総務部・健康福祉部・教育委員会・柏原羽曳野藤井寺消防組合

第1 防災知識の普及啓発

市民が、平常時から災害に対する備えを心がけ、災害時には自発的な防災活動を行うよう防災知識の普及啓発に努める。

1 普及啓発の内容

(1) 災害の知識

- ア 災害の態様や危険性
- イ 各関係機関の防災体制及び講じる内容
- ウ 地域の危険場所

(2) 災害への備え

- ア 3日分の飲料水、食料及び生活必需品の備蓄
- イ 非常持ち出し品の準備
- ウ 家具、什器類の固定、家屋・施設・塀・擁壁の安全対策
- エ 避難地・避難路・避難所、家族との連絡方法等の確認
- オ 自主防災組織活動、救出訓練をはじめとした防災訓練などへの参加
- カ 住宅の耐震診断と状況に応じた耐震改修の必要性
- キ 緊急地震速報等の適切な知識

(3) 災害時の行動

- ア 身の安全の確保方法
- イ 初期消火、救出救護活動
- ウ 心肺蘇生法、応急手当の方法
- エ 情報の入手方法
- オ 地震発生時における自動車運転者が注意すべき事項
- カ 災害時要援護者への支援

- キ 避難生活に関する知識
- ク 緊急地震速報を見聞きした場合の対処方法

2 普及啓発の方法

外国語版、点字版のパンフレットの作成やビデオへの字幕・手話通訳の挿入等、外国人や視覚障害者・聴覚障害者等に配慮した、多様できめ細かな啓発に努める。

(1) パンフレット等による啓発

- ア 広報誌、防災パンフレット等の作成配布
- イ 広報車等の巡回
- ウ 防災ビデオの活用
- エ 市ホームページの活用

(2) 活動等を通じた啓発

- ア 講演会、防災展等の開催
- イ 映画、スライド上映会の開催
- ウ 市民参加型防災訓練の実施
- エ 地域社会活動の促進・活用

第2 学校等における防災教育

防災意識の高揚を図るため、それぞれの発達段階に応じた防災教育を実施する。

1 教育の内容

- (1) 身の安全の確保方法、家族・学校との連絡方法
- (2) 避難地・避難路・避難所の場所、避難方法
- (3) 災害についての知識
- (4) ボランティアについての知識・体験
- (5) 防災教育啓発施設の利用

2 教育の方法

- (1) 防災週間等における訓練の実施
- (2) 防災をテーマにした図画、作文の作成
- (3) 教育用防災副読本、ビデオの活用
- (4) 特別活動を利用した教育の推進

第2節 自主防災体制の整備

市民及び事業所による自主的な防災活動が、被害の拡大の防止に果たす役割をふまえ、地域における自主防災体制の整備に努める。

《担当部・機関》

総務部・柏原羽曳野藤井寺消防組合・関係機関

第1 自主防災組織の育成

コミュニティ活動を促進し、地域の連帯感の育成に努めるとともに、資機材の支援、技術的指導に努め、自主防災組織の育成を図る。その際、女性参画の促進に努める。

1 自主防災組織の結成促進

市民相互の助け合いの精神による自主的な防災活動の推進を図るため、自主防災組織の必要性を啓発し、町内会や自治会等を単位として自主防災組織の結成を促進する。その際、組織リーダーを育成する防災委員制度の制定・導入について検討する。

2 自主防災組織の活動内容

(1) 平常時の活動

- ア 防災に対する心構えの普及啓発（ミニコミ誌発行、講習会の開催など）
- イ 災害発生の未然防止（消火器などの防災用品の頒布あっせん、家具の安全診断・固定、建物や塀の耐震診断など）
- ウ 災害発生への備え（災害時要援護者の把握、避難地・避難路・避難所の把握、防災資機材や備蓄品の管理など）
- エ 災害発生時の活動の習得（情報伝達・避難・消火・救急処置・炊き出し訓練など）

(2) 災害時の活動

- ア 避難誘導（安否確認、集団避難、災害時要援護者への援助など）
- イ 救出救護（救助用資機材を使用した救出、負傷者の救護など）
- ウ 初期消火（消火器や可搬式ポンプによる消火など）
- エ 情報伝達（地域内の被害情報や避難状況の市町村への伝達、救援情報などの住民への周知など）
- オ 物資分配（物資の運搬、給食、分配）

3 各種組織の活用

婦人防火クラブ、幼年防火クラブ、少年消防クラブなど防災・防火に関する組織のほか、婦人会、青年団、自主防犯組織等の市民の各種組織における自主的な防災活動の促進を図る。

4 自主防災組織への支援

地域住民による自主防災組織が自発的に行う消火・救助・救護活動に必要な資機材の支援や技術的指導に努める。

(1) 資機材の支援

自主防災組織の活動に必要な資機材の支援に努める。

(2) 技術的指導

自主防災組織のリーダー研修等の実施に努め、防災活動の技術的指導、助言を行うとともに、防火・防災講習会、防災訓練、応急手当訓練等の支援に努める。また、教育啓発施設等を利用した体験教育等の実施に努める。

第2 事業所による自主防災体制の整備

従業員及び利用者等の安全確保と、事業所が立地する地域での的確な防災活動を実施するため、事業所の防災体制の充実強化及び地域の自主防災組織との連携強化を図る。

1 啓発の内容

(1) 平常時の活動

- ア 防災に対する心構えの普及啓発（社内報、掲示板の活用など）
- イ 災害発生の未然防止（社屋内外の安全化、非常用マニュアルの整備、防災用品の整備など）
- ウ 災害発生への備え（飲料水・食料・その他物資、資機材の備蓄、非常持ち出し品の準備、避難方法等の確認など）
- エ 災害発生時の活動の習得（情報伝達・避難・消火・救急処置訓練など）
- オ 地域活動への貢献（防災訓練など地域活動への参加、自主防災組織との協力）
- カ 事業継続計画（BCP）の作成

(2) 災害時の活動

- ア 避難誘導（安否確認、避難誘導、災害時要援護者への援助など）
- イ 救出救護（救助用資機材を使用した救出、負傷者の救護など）
- ウ 初期消火（消火器や屋外消火栓、可搬式ポンプによる消火など）
- エ 情報伝達（地域内での被害情報の市町村への伝達、救援情報などの周知など）
- オ 地域活動への貢献（地域活動・防災関係機関の行う応急対策活動への協力、施設の開放など）

2 啓発の方法

府及び経済団体と連携して、事業所による自主防災体制の整備について指導・助言する。

- (1) 広報誌などを活用した啓発
- (2) 自衛消防組織の育成（養成講習会等の開催）
- (3) 教育啓発施設等を活用した体験教育等実施
- (4) 消防法に規定する予防査察の機会を活用した指導・助言

第3 救助・初期消火活動の支援

地域住民による自主防災組織が自発的に行う人命救助活動を支援するため、小学校、中学校、消防団詰所、交番など必要な場所に救助・救急用資機材を配置する。

また、初期消火活動に活用できるよう、地域の実情に応じて消火用資機材の配置に努める。

第3節 災害時要援護者対策

災害時における要援護高齢者、障害者、外国人等の災害時要援護者の安全を確保するため、福祉のまちづくりを推進するとともに、在宅要介護者対策、社会福祉施設等における対策及び外国人等への対策を推進する。

《担当部・機関》

健康福祉部・市民生活部・関係機関

第1 福祉のまちづくりの推進

災害時要援護者に配慮したまちづくりを推進するため、地域社会・環境の整備を図る。

- 1 市内の社会福祉施設、民間福祉団体、社会福祉協議会等の相互の連携に努め、地域ぐるみの支援体制づくりを推進する。
- 2 公共施設の整備・改善を推進し、災害時要援護者の積極的な社会参加の促進及び地域住民相互間のコミュニティ強化を推進する。
- 3 民間施設についても、市民、企業、関係機関との連携を図り、都市環境の整備にあわせた防災環境の整備促進を図る。

第2 在宅の要援護高齢者、障害者等の対策

災害発生時における在宅の要援護高齢者、障害者等の安全確保のため、対象者を把握し、防災指導・啓発等を行うとともに、避難所の整備や転送体制の整備に努める。

防災上対象となるのは、要援護高齢者、障害者等とし、必要に応じて、高齢者、乳幼児、傷病者等の自力で日常生活を営むことや避難することが困難な人もこれに準じるものとする。

- 1 在宅の要援護高齢者、障害者等の把握
府が示す指針に基づき、市が作成する災害時要援護者支援プランに則して、本人の意思及びプライバシーの保護に十分留意しつつ、災害時要援護者の所在等の把握、安否確認等の体制整備に努める。
- 2 防災指導・啓発
広報等によって在宅の要援護高齢者、障害者等をはじめとして、家族、地域住民に対して指導・啓発を行う。

- (1) 在宅の要援護高齢者、障害者等及びその家族に対する指導・啓発
 - ア 日常的に防災に対する理解を深め、日頃から対策を講じておく。
 - イ 災害発生時には近隣の協力が得られるよう日頃から努力する。
 - ウ 地域において防災訓練等が実施される場合は積極的に参加する。
- (2) 地域住民に対する指導・啓発
 - ア 自治会等において、本人の意思及びプライバシーの保護に十分留意しつつ、地域内の在宅の要援護高齢者、障害者等の把握に努め、その支援体制を平素から整備する。
 - イ 災害発生時には対象者の安全確保に協力する。
 - ウ 地域防災訓練等に在宅の要援護高齢者、障害者等及びその家族が参加するよう働きかける。
- 3 情報連絡手段の整備
災害発生時に、情報入手が困難な障害者等に対する情報伝達手段の整備を推進する。
- 4 安全機器の普及促進
災害発生時に、介護支援を必要とする対象者への防火指導とあわせて、簡易型の警報設備、スプリンクラー設備等安全機器の普及促進に努める。
- 5 避難所対策
 - (1) 避難所の整備
 - ア 避難所となる施設において福祉仕様のトイレ、スロープ、手すり等の整備及び仮設スロープの確保に努める。
 - イ 避難所等へ手話通訳、要約筆記、介護を行う一般ボランティア等の派遣ができるよう、平常時から市社会福祉協議会等との連携に努める。
 - (2) 福祉避難所（二次的避難施設）の確保・整備
避難所における避難生活が困難な要介護者については、入所可能な社会福祉施設への移送を図るよう体制整備を行うとともに、市の管理する保健センター、自立支援センター、老人福祉センターについて、要介護者の二次的避難施設としての整備に努める。
 - (3) 社会福祉施設における受入れ体制の整備
避難所における避難生活が困難な要援護高齢者、障害者等に対し、市内の各社会福祉施設での受入れが可能となるように、事前に社会福祉施設の管理者等と協議・調整する。

第3 社会福祉施設等における対策

災害発生時における通入所者の安全確保のため、防災マニュアルの策定、防災訓練の実施、地域社会との連携体制の整備推進等の対策を講じる。

1 防災マニュアルの策定

災害発生時の職員の任務分担、動員体制等の防災組織の確立、保護者等への緊急連絡、地域との連携等を網羅した綿密な防災マニュアルを各施設ごとに策定する。

2 防災訓練の実施

災害発生時に円滑に消火、避難等が実施できるよう、各施設ごとに定期的に防災訓練を実施する。

3 施設等の安全対策

災害発生時に施設自体が倒壊したり、火災が発生したりすることのないよう、施設及び付属する危険物を常時点検する。

また、火気の取り扱いについては十分留意するとともに、日頃から安全点検を行う。

4 緊急連絡先の整備

災害発生時には保護者又は家族と確実に連絡がとれるよう、緊急連絡先の整備を行う。

5 地域社会との連携

社会福祉施設の入所者及び通所者の避難等については、日頃から施設と地域社会との連携を密にし、災害発生時には地域住民の協力が得られる体制づくりを推進する。

第4 外国人等への対策

言葉に不自由又は地理に不案内な外国人、旅行者等が安心して行動できるような環境をつくるため、防災情報の提供及び地域社会との連携に努める。

1 防災情報の提供

外国人向けの防災リーフレット等の広報印刷物の作成・配布に努める。

2 案内標識の検討

避難地・避難路・避難所の案内標識の設置にあたっては、日本語標記にあわせて、外国語でも標記することとし、標記する言語について検討する。

3 地域社会との連携

(1) 地域での支援体制づくりに努める。

(2) 避難所等に通訳を行う一般ボランティアが派遣できるよう、平常時から市社会福祉協議会との連携に努める。

第4節 帰宅困難者支援体制の整備

市は、府と連携し、帰宅困難者の不安を取り除き社会的混乱を防止するための支援等について検討する。

府は、帰宅困難者に対する情報の提供や徒歩帰宅支援等について、大阪府石油商業組合やコンビニエンスストア等との協定を踏まえた取組みを強めるとともに、民間企業や団体等と連携を図りながら、一層の対策推進に努める。

《担当部・機関》

総務部・府・関係機関

第1 徒歩帰宅者への支援

府は、大規模地震等により徒歩帰宅を余儀なくされる人に対し、民間事業者等との連携のもと、円滑な帰宅を支援するための対策の推進に努める。

1 給油取扱所における帰宅困難者への支援

府域で地震による災害が発生し、交通が途絶した場合に、大阪府石油商業組合の組合員は、帰宅困難者支援「協力店」のポスターを表示したそれぞれの給油取扱所（「防災・救急ステーション」と呼称）において、帰宅困難者（徒歩で帰宅する被災者）に対し、次のような支援を行う。

- (1) 一時休憩所として、水道水、トイレ等の提供
- (2) 地図等による道路等の情報、ラジオ等で知り得た通行可能な歩道に関する情報の提供

2 コンビニエンスストア・外食事業者による帰宅困難者への支援

関西域で地震等による災害が発生し、交通が途絶した場合に、関西広域連携協議会と協定を締結し支援可能とされた店舗を有するコンビニエンスストア事業者及び外食事業者は、帰宅困難者支援「協力店」のステッカーを表示したそれぞれの店舗（「災害時帰宅支援ステーション」と呼称）において、帰宅困難者（徒歩で帰宅する被災者）に対し、次のような支援を行う。

- (1) 一時休憩所として、水道水、トイレ等の提供
- (2) 地図等による道路等の情報、ラジオ等で知り得た通行可能な歩道に関する情報の提供

また、市は、府が民間事業者等との連携のもと進めるこうした対策が十分に機能するためにも、徒歩帰宅を支援する環境整備など、ソフト・ハードにわたる取組みを府等とも連携しながら進める。

第2 徒歩帰宅が困難な人への支援

大規模地震等が発生した場合に、自宅までの距離が著しく長く、徒歩による帰宅が困難な人については、一時安全な勤務先等に留まり、交通機関の復旧等に応じて徐々に移動する必要があることから、府は、こうした帰宅困難者の行動について啓発に努めるとともに、民間事業者等の協力を得ながら、必要な環境整備を進めるよう努める。

第5節 ボランティア活動環境の整備

府、日本赤十字社大阪府支部、府社会福祉協議会、市社会福祉協議会、その他ボランティア活動推進機関は、府の「災害時におけるボランティア活動支援制度」等を活用し、相互に連携して、災害発生時にボランティアが被災者のニーズに応えて円滑に活動できるよう、必要な環境整備を図る。

《担当部・機関》

健康福祉部・総務部・府・関係機関

第1 受入れ体制の整備

災害発生時にボランティアの受入れを円滑に実施するため、平常時からボランティア活動推進機関と連携を図り、受入れ体制の整備に努める。

1 受入れ窓口の整備

災害発生時にボランティア活動を行おうとするボランティアの受入れ・活動の調整を行う窓口の運営について、平常時から市社会福祉協議会と連絡調整を行う。

また、市内のボランティア組織等への協力依頼に努める。

2 事前登録への協力

市社会福祉協議会との連携のもと、災害発生時にボランティアとの情報連絡が円滑に行えるよう、府が行う事前登録に関する協力に努める。

第2 人材の育成

ボランティア活動を行う人材を育成するため、ボランティアコーディネーター等の養成に努めるとともに、ボランティア活動に対する市民の意識の高揚を図る。

1 ボランティアコーディネーター等の養成

府、日本赤十字社大阪府支部、府社会福祉協議会、市社会福祉協議会、その他ボランティア活動推進機関と相互に連携して、ボランティア活動の需要と供給の調整を行うボランティアコーディネーターの養成、ボランティア活動のリーダーの養成に努める。

2 意識の高揚

災害とボランティアの日（1月17日）及び災害とボランティア週間（1月15日から21日まで）の諸行事を通じ、ボランティア活動に対する市民の意識の高揚を図る。

第3 活動支援体制の整備

災害発生時に迅速なボランティア活動が行えるよう、活動拠点、必要な資機材の提供など、ボランティアが活動しやすい環境整備に努める。